

新婚賃貸住宅家賃助成金制度（概要）

石川県白山市

白山市内の民間賃貸住宅（アパート）等に居住する新婚世帯に助成金を交付する制度です。

1. 対象となる人（次の(1)～(6)いずれにも該当する人）

- (1) 申請時に、夫婦どちらも45歳未満であること
- (2) 申請時に、婚姻届を提出して1年未満の夫婦であること
- (3) 夫婦いずれかの名義で賃貸契約し、当該住宅に住居登録をしていること
- (4) 他の公的制度による家賃の助成等を受けていないこと
- (5) 過去にこの助成金を受けたことがないこと
- (6) 家賃を滞納していないこと

2. 対象となる住宅（次の(1)(2)のいずれか）

- (1) 民間賃貸住宅（アパート、借家等）
- (2) 次の市営住宅：福岡住宅、綱打住宅、瀬女ハイツB、しゃくなげ住宅

対象外 社宅、官舎、親族（一親等以内）所有の住宅、上記(2)以外の公営住宅

3. 助成金額

月額5千円まで（家賃*の10%以内）*共益費、駐車場代、町内会費などの費用は含みません

4. 助成期間

最大12か月間（申請の翌月分から）

*途中退去される場合は家賃の支払いがあった月まで（必ず申し出てください）

5. 必要書類（当初申請時）

- (1) 新婚夫婦賃貸住宅家賃助成申請書（様式第1号）
 - (2) 定住促進支援制度アンケート
 - (3) 世帯全員の住民票（「本籍・続柄」記載のもの）
 - (4) 戸籍謄本
 - (5) 住宅の賃貸契約書のコピー
 - (6) 家賃月額、間取り（●DK、●LDK）、床面積（●㎡）が明らかになる書類
- ①②の様式は、HPからダウンロードできます

6. 助成金の支払い（請求書の提出時期）

申請後は、毎月助成金をお支払いするものではありません。

次のとおり請求書を提出していただき、それを受けてお支払いします。

【1回目】申請した年度の3月（3月分の家賃の支払いが終了してから）

【2回目】助成期間の最終月

*請求書（様式）は請求時期が近づきましたら市役所から郵送します。

例）8月に当初の申請をした場合（9月～翌年8月分までが助成期間）

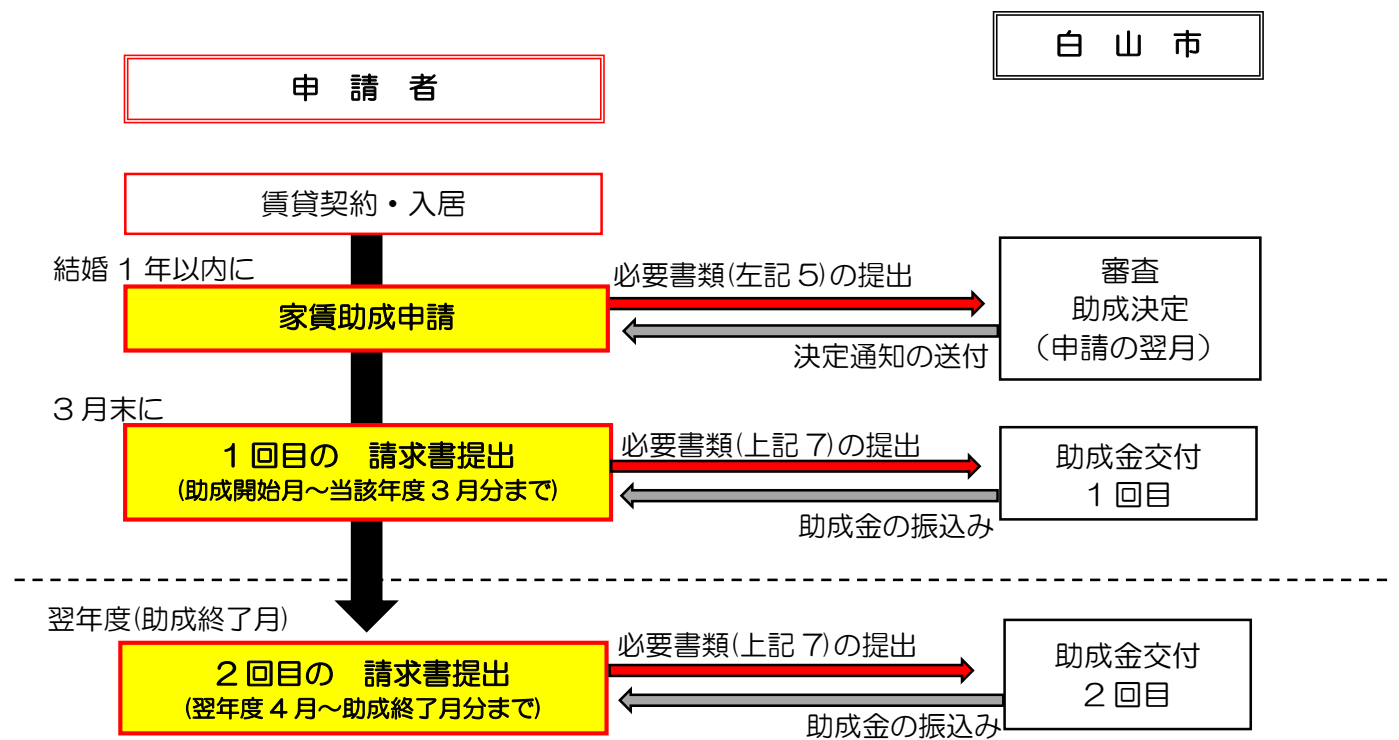
- ・請求1回目：9月～3月分までの7か月分を3月（年度末）に請求 → 支払い
- ・請求2回目：4月～8月分までの5か月分を8月頃に請求 → 支払い

7. 必要書類（請求書の提出時）

- (1) 新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金請求書（様式第3号） ← HPからダウンロードできます
*振込先通帳のコピーを添付（支店名、口座番号、名義記載のページ）
- (2) 家賃を毎月支払っていることを証明できる書類（次の①②どちらか）
 - ① アパートの管理会社（大家さん）からの領収書や支払証明書
 - ② 家賃の支払方法により、次の表のいずれか（ア～エ）

家賃の支払い方法	必要な書類（いずれもコピーで可）	※対象月分すべて必要
ア. 口座振替 （銀行口座から直接引落し）	引落しされている通帳 *名義部分と毎月の引落しがわかるページ	
イ. 現金払い （銀行やATMでの振込み）	振込時の控え	
ウ. クレジットカード （家賃払い専用）	カードの請求明細書 または 引落しされている通帳 *名義部分と毎月の引落しがわかるページ	
エ. クレジットカード （日常お使いのもの）	カードの請求明細書	

8. 手続きの流れ



【問い合わせ先】

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市役所 企画振興部 定住支援課
TEL:076-274-9568 FAX:076-274-9518 Email: teiju@city.hakusan.lg.jp